

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の成立を受けての厚生労働大臣の談話

平成 31 年 4 月 24 日

本日、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が成立いたしました。

昭和 23 年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成 8 年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてこられました。このことに対して、厚生労働省としても、旧優生保護法は旧厚生省が所管し、執行していたことから、真摯に反省し、心から深くお詫び申し上げます。

本日成立した法律では、厚生労働省が一時金の支給の事務を担うこととされています。対象となる方の多くが障害者であることを踏まえ、地方公共団体や関係団体等の皆様の御協力を得て、一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知を行うとともに、請求のための相談支援等の取組を進めてまいります。また、今般成立した法律の趣旨や内容について広く国民に周知を図り、ご理解いただくよう努めてまいります。

厚生労働大臣として、法律の趣旨を踏まえ、着実な一時金の支給に向けて全力で取り組むことをお約束いたします。